

**令和6年度愛媛地方最低賃金審議会
第2回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録**

日時

令和6年10月9日(木) 9:58~11:32

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

宮谷部会長、武井部会長代理、森本委員

労働者代表委員

熊野委員、上甲委員、竹箇平委員

使用者側委員

阿部委員、河端委員、増田委員

事務局

佐藤労働基準部長、三好賃金室長、渡邊賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 資料説明
- 3 金額審議
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

賃金室長

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の専門部会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、宮谷部会長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

宮谷部会長

部会長の宮谷です。これからの円滑な審議につきまして、各委員の皆様のお協力をよ

ろしくお願い申し上げます。

ただ今から、第2回愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は金額審議を行いますので、第1回合同専門部会で決定しましたように、会議は非公開といたします。

議事に入る前に、公益委員からお願いがございます。

第1回合同専門部会で本審議会の会長からありました、確認事項について申し上げます。

特定最賃の審議におきましては、労使のイニシアティブにより、全会一致による結論が得られますよう、御協力をお願いいたします。

これから行っていただく審議は、「改正の必要性有り」との本審の答申を前提とした審議となり、現行の金額から1円以上引き上げること、かつ地域別最低賃金より1円以上、上回る必要があります。このため、御主張にあたっては、現行の特定最賃額の引上げの金額に関する意見・考え方に重点を置いていただければと思います。

それから、愛媛県最低賃金の引上げ額や引上げ率がそのまま影響するものではないということにも御留意願います。

各産業において実態がわかるような具体的な資料がございましたら、これをお示しいただきながら、金額を提示していただきたいと思います。

労使の御主張につきましては、聞き間違いや記録誤りを防ぐため、意見、考え方など主要な部分だけでも結構ですので、先ほどの関連資料と併せ、公益委員と事務局への書面での御提供に御協力をよろしくお願いいたします。

なお、電子・デバイスの特賃は労働協約ケースとなっておりますので、複数の金額の異なる労働協約によって申し出がなされたときには、労働協約の中で最も低い賃金額が共通の協約額となり、最下限の協約額が事実上の上限となります。事務局に確認いただいたところ、今年度は、1時間1,161円になりますので、御留意ください。

ただ今申し上げた点につきまして、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議事項番2「資料説明」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

1ページの資料 1を御覧ください。タイトルとして「愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿」になっております。今後は名称が少し長いので、「愛媛県電気機械器具等製造業」と略称で説明いたします。

次に3ページの資料の資料 2を御覧ください。

愛媛県電気機械器具等製造業最低賃金の年次別推移表となっております。昨年度は40円の引き上げで、現在987円となっております。この一覧表には、時間額、引上額、引上率に加え、未満率と影響率をお示ししております。

次に4ページを見ていただきますと、未満率と影響率をイメージ図で表したものとなっております。未満率は、現行の最低賃金 987 円を下回る労働者の割合で、影響率は、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合を図で示しております。

5ページは、時間額と引上げ率の推移に関するグラフです。

折れ線グラフは最低賃金額の推移で、赤で表示しておりますのが電気機械器具等製造業最低賃金で、青で表示しておりますのが地域別最低賃金でございます。

棒グラフは左側の濃い水色で示したものが電気機械器具等製造業最低賃金の引上げ率で、右側の水色で示したものが地域別最低賃金の引上げ率です。

資料7ページの資料 3を御覧ください。愛媛県電気機械器具等製造業最低賃金の適用範囲を示したものです。適用する使用者、適用する労働者などを示しておりますので、御確認をお願いします。

資料9ページの資料 4を御覧ください。令和6年度最低賃金基礎調査結果でございます。毎年6月に実施しております愛媛県最低賃金及び各特定最低賃金の改正審議に必要な調査の結果を取りまとめたものでございます。

電気機械器具等製造業については、2 調査対象産業・事業所の表に示しておりますとおり、事業所規模 100 人未満の事業所を対象に調査しております。10ページには調査対象の件数や人数が載っています。

11ページを御覧ください。特性値の推移について、過去5年間の調査結果を示しております。

表の左に「中位数」、「第1・4分位数」、「第1・10分位数」、「第1・20分位数」という項目があります。「中位数」は、各労働者を賃金額の低い順に並べ、ちょうど真ん中にあたる労働者の賃金額を表し、令和6年度は、1,170円となっております。

次に「第1・4分位数」は25%値とも呼ばれていまして、賃金額の下位から4分の1、25%にいる労働者の賃金額で、今年度は1,004円となっております。「第1・10分位数」は10%値とも言われており、賃金額の下位から10分の1、10%にいる労働者の賃金額で、今年度は987円となっております。次の「第1・20分位数」ですけれども、これも5%値とも言われておりまして、賃金額の下位から20分の1、5%にいる労働者の賃金額で、これも987円となっております。

これらについては各特性値の推移をグラフに表しております。本年も全ての特性値において、上昇しているという状況となっております。

次に(2)は、第1・20分位数と最低賃金額との差を5年間で表しております。(3)は、未満率と影響率を示した表となっております。(4)は、改正された特定最低賃金と地域別最低賃金の比率を示した表で、この比率のことは「優位率」とも言われております。

次に12ページを御覧ください。電気機械器具等製造業の総括表です。

先ほど説明した「中位数」、「第1・4分位数」、「第1・10分位数」、「第1・20分位数」の位置を色分けして示しております。

12ページから16ページの総括表の(1)は規模別と男女別で表しており、17ページから21ページの総括表(2)は年齢別で取りまとめています。それぞれの区分ごとに特性値

をつけてあります。

次に 22 ページを御覧ください。電気機械器具製造業等の「最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」を示したものとなります。

最低賃金をいくら引き上げると何名の労働者が影響を受けるかといった表となっております。例えば、22 ページの表の項番 23 を見ていただきますと、最賃額を 23 円引上げて 1,010 円となり、26.22%の影響率となり、231 名の労働者に影響が出てくることとなります。なお、未満率は 2.8%とありますけれども、12 ページを参照していただくと、下段の括弧 () の累積構成比が 2.8%の最賃未満の労働者は 25 名となっております。

資料 25 ページの資料 5 と 33 ページの資料 6 を説明いたします。これは日銀松山支店と愛媛労働局が定期的に公表している最新の統計資料となっております。

資料 25 ページの資料 5 は、2024 年 9 月の企業短期経済観測調査結果の概要で、1 枚めくった 26 ページには、業況判断が記載されております。これは「良い」から「悪い」を減じた数値が%ポイントで示されており、マイナスは黒三角 で表示されております。

愛媛県の業種別状況をまとめた表を見ていただきますと、前回調査対象の 2024 年 6 月調査の「最近」と比べて、2024 年 9 月調査の「最近」は、製造業で 4 ポイント改善となっております。

2024 年 9 月調査の先行きとして、製造業では 8 ポイントの悪化ということになっております。

資料 33 ページの資料 6 の前に、電気機械器具については、本日お配りの業況判断のところにはありませんので、資料として 7 月の指標となりますが、机置きで最近の県内経済情勢についての資料がありますので、それに基づいて説明します。この資料は愛媛県産業政策課が作成した「令和 6 年 10 月付け最近の県内経済情勢 - 令和 6 年 8 月分 - 」です。指標としては 7 月分を中心としております。

まず 1 ページの生産活動ですけれども、「一部で弱い動きも見られるが、全体としては持ち直しの動きとなっている」とされています。前回との比較では、横ばいの矢印 となっております。

鉱工業生産指数ですけれども、同じページに書いていますが、電気機械、はん用・生産機械、その他の業種で前年を下回るものとなっております。

次に 4 ページを御覧ください。(4)生産という項目があります。その中頃に業種別では前年同月比と比べ、電気機械はマイナス 13.0%の低下ということになっております。

次に 7 ページを御覧いただきますと、3 (4)に電気機械・電子部品という項目があります。ここに半導体関連・計測機械ともに前期比、令和 6 年 1 月から 3 月と同水準の操業を維持しているということで、半導体関連では、先行きの不透明感が残るものの、前期比と同様の操業度を維持しており、計測器では売り上げが堅調であり、前期比と同様の操業度を維持しているとなっております。

次に資料 33 ページの資料 6 に戻っていただきます。これは令和 6 年 10 月 1 日に愛媛労働局が発表した令和 6 年 8 月分の管内の雇用情勢となっております。これはハローワークにおける求人倍率などの指標となっております。最新の数値である令和 6 年 8 月

の数値は、1.34 倍と前月よりも 0.01 ポイント上昇しております。これは全国の 1.23 倍を上回っております。

次に 35 ページを御覧いただくと、 として「雇用失業情勢判断」があります。そこを見ていただきますと、求人が求職を上回って推移しているものの、持ち直しの動きにやや弱さが見られ、今後も物価上昇などが雇用に与える影響があるとされております。

事務局からの説明は、以上でございます。

宮谷部会長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いいたします。

上甲委員

毎年聞かせてもらっていて、分かればいいのですけれども、今回の調査対象の企業で南予が多いとか、そういう資料はありますか。もし、分からなければいいのですが。

賃金室長

回答は後からでも構いませんか。

上甲委員

はい。データを見てみて、女性の方が低い傾向がありますし、年齢のところを見ても、20～54 で内訳は分かりませんが、最低賃金が適用されている可能性が女性の方が多いということと、また、パートの方もいらっしゃいますし、採用の賃金の提示もあろうかと思うのですけれども、少し感覚的に思っているのが、「103 万円の壁」とか、そういった理由で扶養に入っている方も混じっているのかということなんです。私どもも色々な調査で聞くのは、どうしても扶養の枠に入るので、賃金を抑える傾向にあることを聞いていますので、そこら辺も踏まえて、もし、分かるようでしたら、20～54 歳ぐらいの区分けというものも分からないですか。

賃金室長

もう少し詳細なデータが必要だということですか。

上甲委員

細かな傾向が分かれば、お願いします。例えば 40 代以降が多いとかいうことであれば、そういう傾向が強いということで傾向が見られるので、無理であれば、それでいいです。

賃金室長

今すぐにはお答えできませんので、次の部会の際で構いませんか。

上甲委員

傾向だけ分かればお願いします。

もう1点だけ、今回1～9人が、ほとんど1,100円ぐらいまでのところしかないということで、実際もそういう結果だろうと思います。おそらく小さい会社ほど採用賃金を上げないと人が採れないのかなという傾向が、少し見られるかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

賃金室長

分かる範囲で確認します。

竹筒平委員

すみません、先ほどのデータの中でも、法定を割っている方が25名おられるということですが、これらの方について、何故こういう状況になっているのか、特徴、理由があれば教えていただきたいのですが。

賃金指導官

こちらの調査につきましては、月給制の方で、年間の月所定平均労働時間数で割れば最賃をクリアできるのですが、今回のデータは、所定休日の少ない6月の所定労働時間数で割っておりまして、それで割れば最賃を下回る傾向が8割ぐらいあります。

後は、最賃改正を忘れていたところが稀にございまして、そういったところは、電話で「最賃を割っているので、今すぐ改正をお願いします」と説明しております。

竹筒平委員

是正されていないところがたまにあって、そこは直ぐにカウントして引き上げているかどうか、フォローされていますか。

賃金指導官

これは調査で分かったことですので、我々の方で特定最低賃金制度を説明して、改善をお願いしています。

竹筒平委員

はい、分かりました。

宮谷部会長

他にありませんか。

(発言なし)

宮谷部会長

それでは、続きまして、議事項番3「金額審議」に入ります。

(以降具体的な金額審議)

労働者側(1回目)

電気機械製造業は、わが国における主要産業であり、雇用者数のみならず生産額、出荷額などにおいても他産業と比較して極めてウエイトが高く、愛媛県においても重要な役割を担っており、産業としての魅力を高め、優秀な人材の確保・定着を図る観点からも、特定最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要である。

引き続き国際情勢の悪化により、県内産業も原油などのエネルギー価格や原材料価格の高騰による歴史的な物価高騰が生じている。一方、私たちの生活でも春闘での大幅な賃金上昇があったにも関わらず、物価上昇に賃金が追いついておらず実質賃金は減少し続けている。

県内の電気機械製造業は近年縮小傾向にあるものの、主要産業として雇用者数、生産額、出荷額などで地方経済における重要な役割を担っているが、県内の他の製造業の中では未だに特定最低賃金が低位にあり、産業の魅力を高めるためにも、他産業との格差改善の取り組みは不可欠である。

今年度の春闘は大手組合では定期昇給に加え13,000円のベースアップがあり、一部の中堅中小組合では、大手を上回るベースアップの実施も見られ、加重平均で7,500円～15,000円程度の賃金水準改善が見られた。

18歳最低賃金協定額は大手組合平均で、昨年より11,000円引上げの184,500円であり、これを平均労働時間154.52時間で時間額を算出すると1,194円となる。

地域加盟組合の18歳最低賃金額は、8,000円から11,000円の改善が行われた。

以上の主張を踏まえ、地域内加盟組合の加重平均に月平均所定労働時間154.6時間を除いた金額が妥当であるとし、現行の愛媛県電機特定最低賃金から63円を上げた1,050円(引上げ率6.38%)を提示した。

使用者側(1回目)

愛媛県の電子・電気の特最低賃金は四国内の他県と比較しても高い傾向にあり、Bランクの都道府県の中でも一部都市部周辺の県を除けば、愛媛県の特最低賃金は他県に引けを取らない金額になっている。今年は愛媛県最低賃金が59円引き上げられたが、そこまでの引き上げは必要無いと考えている。

光熱費に関しては、電気代、ガス代、原油価格等、高止まりした状況が続いている。また、帝国データバンクの価格転嫁に関する実態調査でも、資機材の価格上昇、賃金の引き上げに対して、自社の販売価格への価格転嫁が5割未満に留まっている企業が53%となっており、昨年に続き自社の企業努力が必要な状況となっている。

愛媛県の最低賃金は59円アップとなり、物価の上昇も昨年から引き続き続いている

状況を考慮すると、特定最低賃金の引上げも必要なことと理解はしている。四国財務局の調査資料でも、従業員確保の取組みとして、賃金の引上げ、福利厚生の実充が上位を占め、採用面でも初任給、既存社員の賃金アップを進めているが、経費、原材料費、人件費と増加する費用について、全ての価格転嫁ができておらず、愛媛県最低賃金並みの引き上げは難しいと考えている。

以上の主張を踏まえ、愛媛県の電子・電気の特定最低賃金は、他の都道府県より高めの設定ではあるが、一方、愛媛県の他の特定最低賃金よりも低いことを考慮し、昨年同様の4.2%アップして、現行の愛媛県電機特定最低賃金から42円引き上げた1,029円（引上げ率4.26%）を提示した。

（部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す。）

労働者側（2回目）

結審に向けて歩み寄ることに異論はないが、その際、特定最低賃金の地域別最低賃金への優位率を担保する必要がある、そのためには地賃引上げ額59円を下回ることにはできない。

以上の主張を踏まえ、現行の愛媛県電機特定最低賃金から60円引き上げた1,047円（引上げ率6.08%）を提示した。

（使用者側から2回目の金額提示はなく、全体協議を再開することに一同同意）

宮谷部会長

お待たせしました。

本日は労側から2回、使側から1回、金額提示と各側の主張をお聞かせいただきながら審議を行いました。労使の意見の一致に至りませんでした。

各側の隔たりが大きい状態にあります。今回の結果をお持ち帰りいただき、他県の状況や、愛媛県の電機産業の実際の状況などもよく考えていただき、次回の専門部会に臨んでいただきたいと思います。

次回、第3回専門部会におきましては、使用者側委員の皆様から御主張と金額提示をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回は、全会一致による結果が得られますよう、労使各委員の皆様への合意に向けた御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、続いて議事項番4「その他」に入ります。

それでは、事務局から次回の日程等のお知らせがあります。

賃金室長

次回第3回専門部会は、10月17日（木）午後3時00分からとなっております。会場

は、松山若草合同庁舎 6 階の労働局第一会議室になりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

宮谷部会長

他になければ、以上をもちまして第 2 回専門部会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。